明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○旅券法施行規則の一部を改正する省令（**外務**一四）　一

〔告　示〕

○原戸籍が滅失した件（**法務**二一九）　一
○日本国に帰化を許可する件（**同**二二〇）　二
○標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書へのインド及びルワンダ共和国の加入に関する件（**外務**二〇八）　二
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二〇九）　三
○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の名称等を変更した件（**厚生労働**一九八）　三
○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録較正機関及び登録計画作成参画者研修機関の名称及び代表者の氏名を変更した件（**同**一九九）　四
○指定産業医研修機関及び指定筆記試験免許講習機関の名称を変更した件（**同**二〇〇）　四
○検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件（**同**二〇一）　四
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十五事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一九七二）　五
○保安林の指定をする件（**同**一九七三～一九九三）　五
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件（**国土交通**六三〇）　七
○海技免状の無効を宣する件（**海難審判所**二）　八
○生活保護法第五十五条の二に基づく指定医療機関に関する告示（**中国四国厚生局**四）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（**東京都公安委**一九九）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（**兵庫県公安委**一九六）　九

〔国会事項〕

金融庁　九

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

法　務
公証人任免（法務省）　九
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
公　聴　会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（四国経済産業局）　九

〔公　告〕

国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　九

諸　事　項

**官庁**
国営土地改良事業の工事完了、直轄災害復旧事業の完了、建設業の許可の取消処分関係　一〇

**裁判所**
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二九

**会社その他**

## 省　令

**○外務省令第十四号**

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十七日

外務大臣　岸田　文雄

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「在モーリタニア日本国大使館」を「在南スーダン日本国大使館　在モーリタニア日本国大使館」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。